

24.「建築士法」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
25211	確認申請 (基準法), 建築士法	工事監 理者	鉄骨造、高さ10m、軒の高さ9mの共同住宅の新築工事で、住宅の用途に供する部分の床面積が250㎡、自動車車庫の用途に供する部分の床面積が125㎡のものの設計及び工事監理は、一級建築士又は二級建築士でなければならぬ。	「建築基準法5条の6第4項」より、「建築主は、建築士法3条から3条の3までに規定する工事をする場合においては、それぞれに規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。」とわかる。また、「士法3条」に「一級建築士でなければならない設計・監理条件」が載っており、問題文の「鉄骨造で、延べ面積375(=250+125)㎡」は、その「三号」条件に該当するため、設計及び工事監理は、一級建築士でなければならぬ。よって誤り。	× 一級 二級 三号 四号 超え 以上
01213	建築士法	設計制 限	延べ面積450㎡、高さ10m、軒の高さ7mの木造2階建ての既存建築物について、床面積250㎡の部分で大規模の修繕を行う場合においては、当該大規模の修繕に係る設計は、一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければならない。	「士法3条2項」より、「大規模の修繕を行う場合、修繕に係る部分を新築するものとみなして1項の規定を適用する。」とわかる。問題文は「木造の既存建築物について、床面積250㎡の部分で大規模の修繕を行う場合」であり、「士法3条1項各号」には該当しないため、当該修繕に係る設計は、一級建築士でなくてもよい。同様に、「士法3条の2各号」にも該当しない。「士法3条の3」に該当するため、「当該修繕に係る設計は、木造建築士以上(=一級建築士、二級建築士又は木造建築士)でなければならない。」とわかる。	○
30284	建築士法	定義・設 計制限	「建築士法」に基づき、延べ面積500㎡、高さ14m、軒の高さ9mの木造の地上3階建ての共同住宅の新築については、一級建築士事務所の管理建築士の監督の下に、当該建築士事務所に属する二級建築士が工事監理をすることができる。	「士法3条」より「一級建築士でなければならない設計又は工事監理を新築する場合、一級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。」とわかる。また、問題文のような緩和規定は存在しないため誤り。 採択はない、「無」に備える。	×
24211	建築士法	設計制 限	一級建築士でなければ設計又は工事監理をしてはならない建築物の用途、構造、規模については、都道府県が土地の状況により必要と認める場合においては、建築士法に基づく条例で別に定めることができる。 反射的に3条を採択しよ。	「士法3条の2」に、「二級建築士以上(=一級建築士又は、二級建築士のこと)でなければならない設計・監理条件」について規定されており、その「3項」に、「都道府県は、土地の状況により必要と認める場合においては、条例(通称:士法3条の2の特例に関する条例)で、区域又は建築物の用途を限り、同項各号に規定する延べ面積を別に定めることができる。」とわかる。問題文には「一級建築士」とあるが、「士法3条(一級建築士の設計・監理条件)」には、同様の規定がないため、その規模等について、条例で別に定めることができない。よって誤り。 →二級(士法3条の2)を採	×
21211	免許	登録	一級建築士名簿に登録する事項は、登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、性別、所属する建築士事務所の名称、処分歴、定期講習の受講歴等である。 左列の中にXがある。正しい! → 正しい。セトリを採択しよ。採択しよ。	「士法5条」に「登録」の解説が載っており、「一級建築士の免許は、一級建築士名簿に登録することによる。」とある。また、その事項については、「士法(規則)3条」に規定されており、「登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、性別、一級建築士試験合格の年月及び合格証書番号、処分歴、定期講習の受講歴等」が該当するが、「建築士事務所の名称」は、これに含まれていないため、問題文は誤り。	×
29232	免許	届出	一級建築士は、一級建築士免許証の交付の日から30日以内に、本籍、住所、氏名、生年月日、性別等を国土交通大臣に届け出なければならない。	「士法5条の2」「士法10条の3」より、「一級建築士免許証の交付の日から30日以内に、省令で定める事項を、国土交通大臣に届け出なければならない。」とわかる。(この問題は、コード「23213」「27212」の類似問題です。) 比較 夫規則8号。	○
01211	免許	届出	建築に関する業務に従事する一級建築士にあっては、勤務先が変わり業務の種類に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を住所地の都道府県知事を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。 ※7月には修正済。(経由の手続きは、廃止にしようとした)	「士法5条の2第2項」「士法10条の3」より、「一級建築士が省令で定める事項を変更したときは、その日から30日以内に、その旨を、住所地の都道府県知事を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。」とわかる。問題文の「勤務先が変わり業務の種類に変更があったとき」は、これに該当する。よって誤り。 改正か あつた 箇所	○
30232	免許	免許取 消	建築士が道路交通法違反等の建築物の建築に関係しない罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた場合には、建築士の免許の取消しの対象とはならない。	「士法7条第三号」「士法8条の2第三号」及び「士法9条第二号、三号」より、「建築士で、禁錮以上の刑に処せられた場合、建築士の免許の取消しの対象となる。」とわかる。尚、「士法7条第四号(罰金刑)」については建築との関係性の記載があるが、「士法7条第三号(禁錮刑)」については記載されていない。よって誤り。(この問題は、コード「26214」の類似問題です。) 甘いと言ってることX(がたがた。罰則を)	×
25232	免許	懲戒	一級建築士が、工事監理者として、特定工程を含む建築工事において、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工できない特定工程後の工程について、中間検査合格証の交付を受けずに工事が続行されることを容認した場合には、業務停止等の懲戒処分の対象となる。	「士法10条」に「懲戒」の解説が載っており、そこを訳すと「建築士が①建築に関する法律等に違反した場合(一号条件)、②業務に関して不誠実な行為をした場合(二号条件)のうちのいずれかに該当する場合には、大臣又は知事は業務の停止を命じたり、又は、免許を取り消すことができる。」とわかる。問題文は、「二号条件」のうち、「無確認着工等容認」に該当するため、業務停止等の懲戒処分の対象となる。尚、「懲戒処分の基準」については、「24.建築士法」にあるコード「23261」を参照してください。(この問題は、コード「23261」の類似問題です。) 仕事の話。	○
25231	免許	免許取 消	一級建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したときは、国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得たうえで、免許を取り消さなければならない。	「士法9条」に「免許の取消し」の解説が載っており、その「四号」より「建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者であることが判明した時、大臣または知事は、免許を取り消さなければならない。」とわかるが、中央建築士審査会の同意は不要であるため誤り。 免許2000 108.13.14	×

一級建築士 = 大臣
二級・木造 = 知事

24.「建築士法」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
22232	業務	工事監理	建築士は、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘するとともに、建築主及び建築主事に報告しなければならない。	「士法18条3項」より、「建築士は工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに施工者に対してその旨を指摘し、設計図書のとおりを実施するよう求め、施工者がそれに従わないときには、建築主に報告しなければならない。」とわかる。問題文では「建築主及び建築主事に報告する」とあるため誤り。	×
02212	業務	工事監理	工事監理を行う建築士は、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を特定行政庁に報告しなければならない。	「士法18条3項」より、「建築士は工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに施工者に対してその旨を指摘し、設計図書のとおりを実施するよう求め、施工者がそれに従わないときには、建築主に報告しなければならない。」とわかる。問題文は「特定行政庁に報告」とあるため誤り。	×
17193	業務	設計変更	一級建築士は、二級建築士が設計した延べ面積200㎡、高さ9m、鉄筋コンクリート造、地上2階建の住宅の設計図書の一部を変更しようとする場合、原則として、当該二級建築士の承諾を求めず、その設計図書の一部を変更することができる。	「士法19条」に「設計の変更」の解説が載っており、そこを訳すと「一級建築士であっても、他の二級建築士が設計した設計図書の一部を変更する場合には、その二級建築士の承諾を求めなければならない。」とわかる。問題文は誤り。	×
27232	業務	設計変更	建築士事務所を管理する建築士は、当該建築士事務所へ属する他の建築士が設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、設計した建築士の承諾を求めるとなく、管理建築士としての権限で変更することができる。	「士法19条」に「設計の変更」の解説が載っており、そこを訳すと「一級建築士であっても、他の建築士が設計した設計図書の一部を変更する場合には、その建築士の承諾を求めなければならない。」とわかる。問題文の場合、承諾を求める必要があり、また管理建築士にそのような権限はないため誤り。(この問題は、コード「23224」の類似問題です。)	×
02224	業務	表示行為	管理建築士は、その建築士事務所へ属する他の建築士が設計を行った建築物の設計図書について、設計者である建築士による記名に加えて、管理建築士である旨の表示をして記名しなければならない。	「士法20条」に「表示行為」の解説が載っており、そこを訳すと「建築士が設計を行った場合には、その設計図書に一級建築士、二級建築士、木造建築士としての表示をして記名しなければならない。」とわかる。ゆえに、記名するのは、管理する建築士ではなく、圖書を作成した建築士となるため誤り。(この問題は、コード「15195」「22243」「29224」の類似問題です。)	×
24213	業務	構造一級・設備一級	構造設計一級建築士が構造設計を行い、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をした場合であっても、建築物の用途、構造、規模によっては、構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない場合がある。	「士法20条2項」より、「建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。ただし、次条(士法20条の2)第1項又は第2項の規定の適用がある場合は、この限りでない。」とわかる。つまり、①「構造設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物」で、②「構造設計一級建築士が構造設計を行い(又は、それ以外の一級建築士が構造設計を行い、構造設計一級建築士に確認を求め)」、③「その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をした場合」の条件が揃えば、証明書の交付義務はない。問題文の場合、②③の行為があっても、建築物の用途、構造、規模により、①に該当しない場合は、適用除外の要件を満たさないので、当該証明書を設計の委託者に交付しなければならない場合がある。	○
23254	業務	構造一級・設備一級	構造設計一級建築士に保有水平耐力計算が必要な高さ60mの建築物の構造設計を依頼したところ、構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書の交付を受けたので、構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示がされていないが、当該構造設計図書により建築確認の申請を行った。	「士法20条2項」より、「建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。ただし、次条(士法20条の2)第1項又は第2項の規定の適用がある場合は、この限りでない。」とわかる。つまり、①「構造設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物」で、②「構造設計一級建築士が構造設計を行い(又は、それ以外の一級建築士が構造設計を行い、構造設計一級建築士に確認を求め)」、③「その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をした場合」の条件が揃えば、証明書の交付義務はない。問題文の場合、証明書の交付を受けていても、①に該当すれば、③の行為は義務となるため、当該構造設計図書により建築確認の申請を行うことはできない。よって誤り。	×
03223	業務	構造一級・設備一級	構造設計一級建築士は、一級建築士でなければ設計できない建築物のうち、建築基準法第20条第1項第一号又は第二号に該当するものの構造設計を行って、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をした場合であっても、構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。	「士法20条2項」より、「建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。ただし、次条(士法20条の2)第1項又は第2項の規定の適用がある場合は、この限りでない。」とわかる。つまり、①「構造設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物」で、②「構造設計一級建築士が構造設計を行い(又は、それ以外の一級建築士が構造設計を行い、構造設計一級建築士に確認を求め)」、③「その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をした場合」の条件が揃えば、証明書の交付義務はない。問題文の場合、①②③の要件を満たしているため、当該証明書を設計の委託者に交付しなくてもよい。よって誤り。	×

ひん出 (定置) いんちん切ワロド。

文字はやく
登場人物
のイメージ
だけの手と足
はなして
33か。

定置

責任の所在

3E.P.T

例(本造2階建、小規模の住宅で
阪東研が計算して
互理合....)

証明書があったから 条件不要?? → ×
条件が足りたら 証明書が不要 → ○

24.「建築士法」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
30213	業務	構造一級・設備一級	構造設計一級建築士の関与が義務付けられた建築物については、工事監理において、構造設計図書との照合に係る部分についても、構造設計一級建築士以外の一級建築士が行うことができる。	「建築基準法5条の6第4項」より、「建築主は、建築士法3条から3条の3までに規定する工事をする場合においては、それぞれに規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。」とわかる。ここでは、「構造設計一級建築士」は含まれておらず、工事監理については、構造設計一級建築士の関与は義務づけられておらず、「照合」は監理を請け負った「それぞれに規定する建築士」が行う。よって正しい。(この問題は、コード「24214」の類似問題です。)	○ 設備設計一級と同じ
29233	業務	定期講習	建築士事務所に属する一級建築士は、直近の一級建築士定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年以内に、一級建築士定期講習を受けなければならない。	「士法22条の2」に「定期講習」の解説が載っており、そこを訳すと「各号に掲げる建築士は、省令で定める期間ごとに、各号に定める講習を受けなければならない。」とあり、「建築士事務所に属する一級建築士」は、その「一号」に該当する。また、その期間については、「士法(規則)17条の36」に載っており、「規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年とする。」とわかる。(この問題は、コード「25213」の類似問題です。)	○ 1ワード
01232	業務	定期講習	建築士事務所に属する一級建築士は、建築物の設計又は工事監理の業務に従事しない場合であっても、所定の一級建築士定期講習を受けなければならない。	「士法22条の2」に「定期講習」の解説が載っており、そこを訳すと「各号に掲げる建築士は、省令で定める期間ごとに、各号に定める講習を受けなければならない。」とあり、「建築士事務所に属する一級建築士」は、その「一号」に該当する。(この問題は、コード「22233」の類似問題です。)	○
30214	業務	定期講習	一級建築士定期講習を受けたことがない一級建築士は、一級建築士の免許を受けた日の次の年度の開始の日から起算して3年を超えた日以降に建築士事務所に所属した場合には、所属した日から3年以内に一級建築士定期講習を受けなければならない。	「士法22条の2」に「定期講習」の解説が載っており、「各号に掲げる建築士は、省令で定める期間ごとに、各号に定める講習を受けなければならない。」とあり、「建築士事務所に属する一級建築士」は、その「一号」に該当する。また「士法(規則)17条の36」より、「規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年とする。」とわかる。ただし、「士法(規則)17条の37」より、「前条の規定にかかわらず、一級建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年を超えた日以降に建築士事務所に所属した一級建築士であって、一級建築士定期講習を受けたことがない者は、遅滞なく、講習を受けなければならない。」とわかる。問題文は「所属した日から3年以内」とあるため誤り。	× いざ勤めるとはたそう... ⇒ 時間ない!
02213	業務	定期講習	建築士事務所に属する構造設計一級建築士は、一級建築士定期講習と構造設計一級建築士定期講習の両方を受けなければならない。	「士法22条の2」に「定期講習」の解説が載っており、そこを訳すと「各号に掲げる建築士は、省令で定める期間ごとに、各号に定める講習を受けなければならない。」とあり、「建築士事務所に属する構造設計一級建築士」は、その「一号」と「四号」に該当する。また「士法規則17条の37」より、「表の講習について、前条の規定(17条の36:定期講習)にかかわらず受けなければならない。」とわかる。「構造設計一級建築士定期講習」は、表「二号」に該当するため、それぞれの講習の両方を受けなければならない。(この問題は、コード「21232」「26224」の類似問題です。)	○ 二級 二級は 兼ね20K 構造一級は 事務所に 属するに 必須
01221	事務所	事務所登録	一級建築士を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令の規定に基づく手続の代理を業として行おうとするときは、一級建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない。	「士法23条」より、「一級建築士又は一級建築士を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を業として行おうとするときは、一級建築士事務所を定めて、知事の登録を受けなければならない。」とわかる。問題文の「建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令の規定に基づく手続の代理」はこれに該当するため、登録を受けなければならない。	○
29233	事務所	登録	一級建築士事務所登録簿に登録する事項は、登録番号、登録年月日、建築士事務所名称及び所在地、管理建築士の氏名、建築士事務所に属する建築士の氏名、処分歴等である。	「士法23条の3」より、「知事が、一級建築士事務所登録簿に登録する事項は、士法23条の2各号に掲げる事項(建築士事務所名称及び所在地、管理建築士の氏名、建築士事務所に属する建築士の氏名)、登録年月日、登録番号、同法施行規則20条の2第1項に定める事項(処分歴等)」とわかる。	○ 各々の構成
03232	事務所	変更届	建築士事務所の開設者は、当該事務所に所属する建築士に変更があった場合、管理建築士については2週間以内に、それ以外の建築士については3月以内に、都道府県知事(都道府県知事が指定事務所登録機関を指定したときは、原則として、当該指定事務所登録機関)に届け出なければならない。	「士法23条の5」に「変更の届出」の解説が載っており、「事務所の開設者は、管理建築士(士法23条の2第四号)に変更があった場合には、2週間以内に、その旨を知事に届け出なければならない。」とわかる。また「士法23条の5第2項」より、「事務所の開設者は、建築士事務所に属する建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別(士法23条の2第五号)」に変更があった場合には、3ヶ月以内に、その旨を都道府県知事(士法26条の3より、知事が指定事務所登録機関を指定したときは、同機関)に届け出なければならない。」とわかる。よって正しい。	○ 2週間 or 3ヶ月 基本

24.「建築士法」のピックアップ問題

試験は、×の箇所は○に引っぱらぬから

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
27233	事務所	管理建築士講習	二級建築士として3年以上の建築工事の指導監督に関する業務に従事した後に管理建築士講習の課程を修了し、その後一級建築士の免許を取得した者は、一級建築士としての実務経験の有無にかかわらず、一級建築士事務所に置かれる管理建築士となることができる。	「士法24条」に「事務所の管理」の解説が載っており、その「2項」より、「管理建築士は、建築士として3年以上の設計その他省令で定める業務に従事した後、管理建築士講習の課程を修了した建築士でなければならない。」とわかる。管理建築士講習に一級・二級の区別はないため、二級建築士の時点で管理建築士となった者が、一級建築士の免許を受けて一級建築士事務所の管理建築士になる場合は、改めて管理建築士講習を受ける必要はない。	○
30221	事務所	管理建築士講習	一級建築士事務所に置かれる管理建築士は、一級建築士として3年以上の建築物の設計又は工事監理に関する業務に従事した後に管理建築士講習の課程を修了した建築士でなければならない。	「士法24条」に「事務所の管理」の解説が載っており、その「2項」より、「管理建築士は、建築士として3年以上の設計その他省令で定める業務に従事した後、管理建築士講習の課程を修了した建築士でなければならない。」とわかる。一級建築士事務所に置かれる管理建築士は、一級建築士で、かつ、管理建築士講習の修了した者でなければならないが、管理建築士講習を受けるには、「建築士として3年以上の業務経験」があれば良いのであって、必ずしも、「一級建築士としての業務経験」が要求されるわけではない。よって問題文は誤り。(この問題は、コード「25222」の類似問題です。)	×
27224	事務所	再委託の制限	建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合であっても、委託を受けた設計の業務を建築士事務所の開設者以外の個人の建築士に委託してはならない。	「士法24条の3」に「再委託の制限」の解説が載っており、その「1項」より、「建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計の業務を、建築士事務所の開設者以外の個人の建築士に委託してはならない。」とわかる。(この問題は、コード「23222」の類似問題です。)	○
01224	事務所	再委託の制限	建築士事務所の開設者は、延べ面積が400㎡の建築物の新築工事に係る設計及び工事監理の業務を受託した場合、委託者の許諾を得た場合には、受託業務の一部である工事監理の業務について、一括して他の建築士事務所の開設者に再委託することができる。	「士法24条の3」に「再委託の制限」の解説が載っており、その「2項」に「事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、設計又は工事監理(延べ面積が300㎡を超える建築物の新築工事)の業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。」とわかる。よって誤り。 丸投げ禁止。部分のみのOK。 130と150のどちらが。1項と2項の話と引っぱらぬこと比較	×
28292	管理建築士、帳簿・図書	書面の交付	建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとする場合においては、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士等をして、所定の事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。	「士法24条の7」に「重要事項の説明」の解説が載っており、そこを訳すと「建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士(=管理建築士等)をして、所定の事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。」とわかる。(この問題は、コード「25281」の類似問題です。)	○
28291	管理建築士、帳簿・図書	書面の交付	建築士事務所の開設者は、他の建築士事務所の開設者から設計及び工事監理以外の業務を受託する場合には、契約締結後、遅滞なく、所定の事項を記載した書面を交付しなければならない。	「士法24条の8」に「書面の交付」の解説が載っており、そこを訳すと「建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理の受託契約を締結したときは、所定の事項を記載した書面を当該委託者に交付しなければならない。」とわかるが、設計又は工事監理以外の業務を受託する場合には、書面の交付は不要である。(この問題は、コード「26234」の類似問題です。)	×
28213	設計受託契約等	契約の内容	延べ面積200㎡の建築物の新築に係る設計受託契約の当事者は、契約の締結に際して、作成する設計図書の種類、設計に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別、報酬の額及び支払いの時期、契約の解除に関する事項、その他所定の事項について書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。	「士法22条の3の3」より、「延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、所定の事項について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。」とわかる。問題文は「延べ面積200㎡」とあるため、その必要はない。 24条の7 → (300㎡超) → 22条の3 → (24条の8) 重要事項説明 書面に於ける 書面の交付 相互に交付	×